

令和3年度 岡山県立岡山大安寺中等教育学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・本校は、全県学区の中等教育学校であり、同一の小学校からの進学者が少なく、不安を抱えて入学する生徒が多い。
- ・最も多感で心身ともに成長する6年間を1学年160名という少人数の集団で過ごすことになり、その発達段階の変化を捉えながら的確な指導を要する。
- ・進学を見据え、前期課程から高等学校の学習内容の先行学習を進めるなど、学習面におけるハードルは高く、生徒の負担感や不安感は大きい。
- ・上記のような現状を踏まえ、学習指導に偏らない面談の実施やカウンセリング体制を整えるとともに、外部機関との連携も適宜行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校全体での取組を推進するため、「いじめ対策委員会」を中心とし、各課・室、学年団やPTA等との連携を強化し、教職員と保護者が一体となっていじめ撲滅に向けて対処する。
 - ・いじめの未然防止や早期発見・対処のため、異学年交流等の生徒が活躍できる場を提供し、自己有用感を高める。
 - ・教育相談室長を専任とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を強め、個人面談やカウンセリングの機会の充実及び各種アンケートの実施による生徒の実態把握に努める。
- ＜重点となる取組＞
- ・学校行事や部活動・委員会活動・異学年交流等の活動を通して、主体的に取り組む姿勢と自己有用感の醸成、他者を思いやる心などを育む。
 - ・ハイパーQUやASSESS、こころの健康調査、大安寺ノート、STOPit等により、生徒が抱える困り感や悩みの早期発見に努め、日々の生徒との関わりの中でわずかな変化を見逃さず、情報を職員会議等で全体で共有して組織的に取り組む。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・PTA総会において、「岡山大安寺中等教育学校いじめ防止基本方針」を説明し、いじめ問題への取り組みについて保護者の理解と協力が得られるようにする。
- ・保護者対象の説明会等を企画し、インターネット上のいじめの問題や、SNSやスマートフォン等の正しい使い方について啓発に努める。
- ・各種便りやホームページを活用し、生徒の状況や活動の様子を伝えるとともに、いじめ問題の相談窓口や学校カウンセラー・スクールソーシャルワーカーの来校予定を紹介し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口。発生したいじめ事案への対応。

＜対策委員会の開催時期＞

- ・定期例会を学期に1回開催。必要に応じて臨時会を実施。

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞

- ・職員会議で報告。緊急の場合には職員朝礼等で連絡。

＜構成メンバー＞

- ・校外:スクールカウンセラー、PTA会長、PTA副会長

- ・校内:校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務課長、生徒課長、教育相談室長、人権教育推進委員責任者、道徳教育推進教師、各学年主任、必要に応じて、養護教諭、関係教職員、スクールソーシャルワーカーを加える。
書記:教務課記録係。

全 教 职 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

- ・岡山県教育委員会
- ・児童相談所・市町村等
- ・岡山西警察署

＜連携の内容＞

- ①保護者支援のための専門スタッフの派遣
- ②ネットパトロールによる監視
- ③非行防止教室の実施
- ④定期的な情報交換

＜学校側の窓口＞

- ①副校長・教頭 ②生徒課長

学校が実施する取組

① いじめの防止	(教員研修・共通理解) ・教職員の適切な指導を促すため、定期的(職員会議等)な生徒の情報交換や外部研修会等の伝達研修を実施する。 (生徒会活動) ・白鷺祭、球技大会、大安仁の日(ボランティア)等の活動の主体的な取組を促し、他者を尊重する心を育成し、自己有用感を高める。 (学校行事) ・異学年交流、長距離ウォーキング、オリエンテーションキャンプや海外研修等を通して、クラス・学年・学校としての一体感を醸成し、いじめのない集団づくりを進める。 (モラル教育) ・情報の授業やICT機器を活用した授業における、情報の発信や受け手としてのモラルを身に付け、また、道徳の授業や人権教育の講演会等を通じて、発達段階に応じたモラルを身に付ける。 ・品格教育により、規範意識を育成するとともに、望ましい行動や習慣を身に付けるよう支援する。 ・コロナ禍において新たな差別やいじめを生まぬよう学校生活全般を通して啓発する。
	(実態把握) ・ハイパーQUやASSESS、こころの健康調査、大安寺ノート、STOPit 等の実施とともに、生徒面談、保護者懇談会を通じて、生徒の学校や家庭での生活の状況を把握し、いじめの兆候の発見に努める。 (相談体制) ・生徒の発達段階に合わせ、週1回、月1回の頻度でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの相談の機会を設けるとともに、教育相談室への相談機会も設けて、小さな困り感を相談できる窓口も提供していく。 (情報共有) ・担任、学年団、養護教諭、教育相談係、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、支援の必要な生徒についての情報を共有し、職員会議において、全体にも周知する。 (家庭との連携) ・保護者懇談会や学年通信、相談室通信等を通じて、校外の相談機関等の周知及び家庭におけるいじめの発見や対応について啓発を図る。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、各種調査等からその疑いがある場合は、速やかにいじめの事実の有無を確認する。 (いじめへの組織的な対応) ・担任等が一人で抱え込むことのないよう、組織的な対応ができるように教職員に徹底する。 ・必要に応じて、いじめ対策委員会を開催し、状況の把握及び対応方針を決定する。 ・教職員全体で情報を共有する。 (生徒への支援) ・いじめは重大な人権侵害であり、決して許さないという断固たる態度を保持しつつ、いじめられた生徒はもちろんいじめた側の生徒、さらにはいじめを傍観している生徒に対しても、彼らの人間的成长を促す解決志向のアプローチを心がけ、建設的な方向で支援していく。